

大気汚染防止法が改正されました

一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布されました。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等※1への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化します。



規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大※2します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者※3」による事前調査の実施を義務付けます。(施行：令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※4が事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付けます。(施行：令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※5することを義務付けます。



作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※6」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存※7を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

- ※1 都道府県、大気汚染防止法の政令市など
- ※2 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
- ※3 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※4 元請事業者または自主施工者
- ※5 解体等工事終了後3年間保存
- ※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
- ※7 解体等工事終了後3年間保存



環境省

Ministry of the Environment

大気汚染防止法の改正の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現状・課題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

レベル1・2あり

レベル1・2なし

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・ 作業基準の遵守義務
→作業基準適合命令等
→命令違反への罰則

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮することから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の **直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

- **都道府県等による立入検査の対象を拡大**
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への **石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること**等に努める。

※ 改正法の施行期日 (公布日:令和2年6月5日)

・ 下記以外の規定:令和3年4月1日

・ 調査結果の報告:令和4年4月1日

石綿（アスベスト）とは

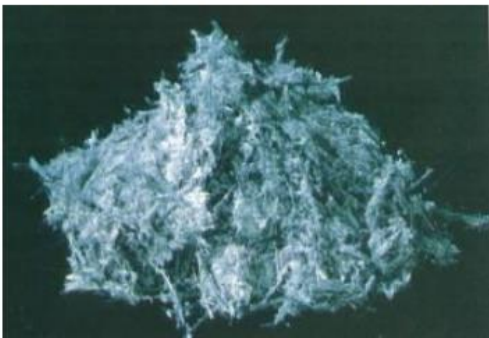
石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

石綿とは、繊維状を呈している蛇紋岩のクリソタイル、角閃石系のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト及びトトレモライトをいいます。

「石綿を含有する」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合をいいます。

代表的な石綿（アスベスト）

クロシドライト(青石綿) アモサイト(茶石綿) クリソタイル(白石綿)



出典：THE ASBESTOS/せきめん読本（1996年日本石綿協会）



アスベストの物性（特徴）

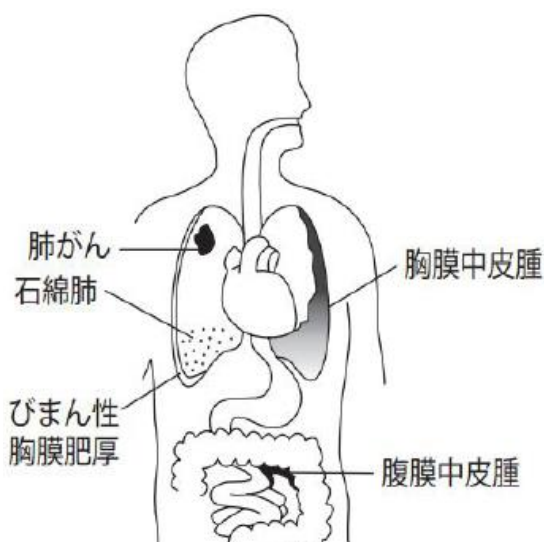
1. 紡織性
2. 高抗張性(引張り強度)
3. 不燃・耐熱性
4. 耐摩耗性
5. 耐薬品性
6. 耐腐食性
7. 絶縁性
8. 親和性
9. 経済性(安価)

⇒耐久性を要する建材、製品に幅広く使用



アスベストの使用と規制

昭和30年頃	建材としての使用が一般化
昭和50年	石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
昭和55年	石綿含有吹付けロックウールの使用終了
昭和62年11月	建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外
平成7年1月	<阪神・淡路大震災>
4月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
平成16年10月	石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止
平成17年6月	<石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案>
7月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止
平成18年9月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止
平成24年4月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止



主な石綿関連疾患と発生部位

出典：（独）環境再生保全機構パンフレット

石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

石綿（アスベスト）の大半は、建築材料に使用されています。

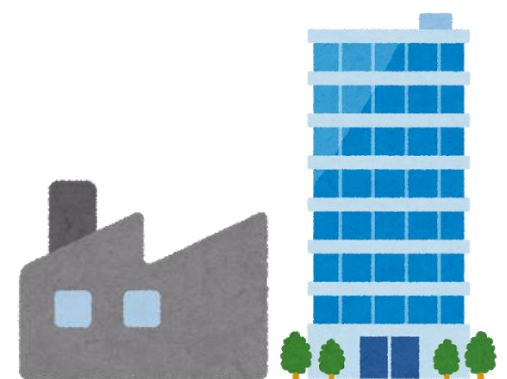
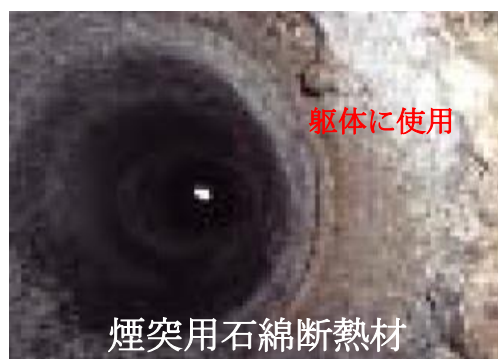
(1) 吹付け石綿

- ✓ 鉄骨(S)造では、柱や梁の鉄骨を熱から保護するため、石綿含有吹付け材が使用されています（使用禁止後、耐火被覆材に移行）。
- ✓ 鉄筋コンクリート(RC)造でも、天井・壁等の耐火・耐熱、吸音、結露防止、居室等の意匠として使用されています。



(2) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材

- ✓ 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火（吹付石綿の代替）として使用されています。



石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

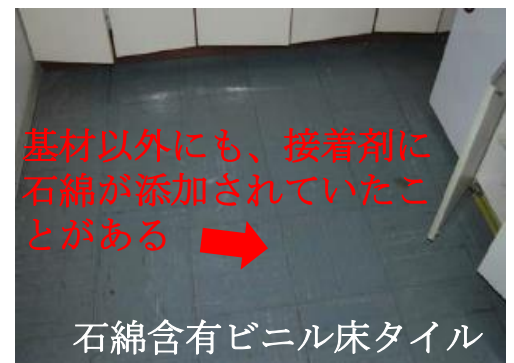
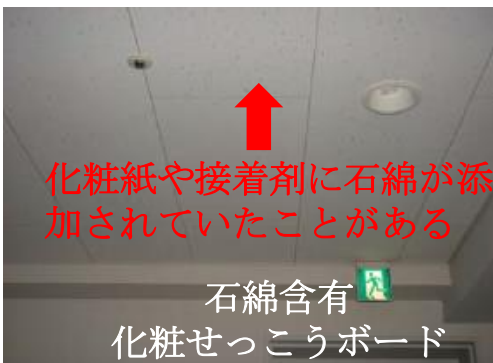
以下は、一般的な住宅にも使用されていることがあります。



(3) 石綿含有成形板等

石綿含有成形板は建物の内外装に非常に多く使用されています。

- ✓ 内装材(壁、天井、床、間仕切り): 耐火、吸音、結露防止、防水、意匠
- ✓ 外装材(外壁、軒天、屋根、煙突材): 耐火、耐候、防水、意匠

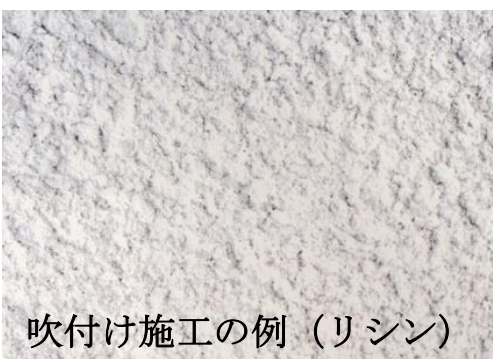


出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

(4) 石綿含有仕上塗材

内外装の仕上に使用されています。

- ✓ 内壁の仕上: 意匠
- ✓ 外壁の仕上: 意匠、耐候



出典：日本建築仕上材工業会
<http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>

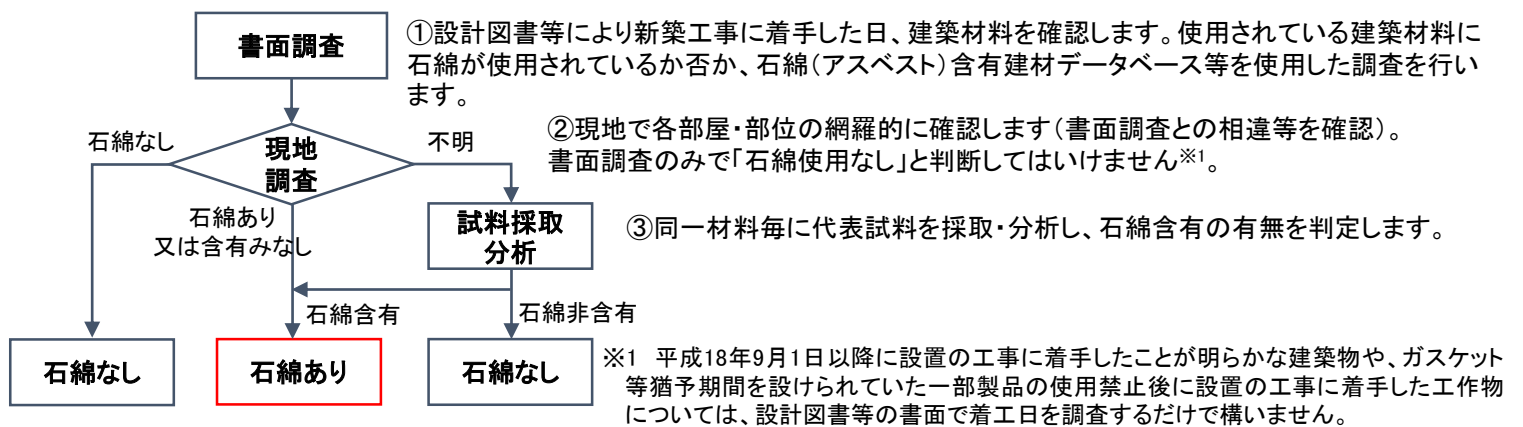
建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第18条の15第1項)

- ① 設計図書その他書面による調査
- ② 現地での目視による調査
- ③ 分析による調査

NEW



(2) 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります※2~5。

【義務付け適用】令和5(2023)年10月1日~

(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

NEW

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。なお、義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。



※2 工作物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。

※3 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

※4 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

※5 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

自主施工者である個人による事前調査について

解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。

ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。



建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

強化

[説明事項]

- ① 石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項(新法第18条の15第1項第1号及び第4号、新規則第16条の7第1号及び第2号)
 - ✓ 事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)
- ② 特定工事に該当する場合の説明事項(新法第18条の15第1項第2号及び第3号、新規則第16条の7第3号及び第4号)
(★は届出対象特定工事で該当する場合のみ)
 - ✓ 特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

届出対象特定工事の場合に14日前までに説明することとしているのは、発注者による作業実施の届出書の作成を考慮したものです。



説明の書面の写しは、(4)の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

(4) 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日～

(新法第18条の15第6項、新規則第16条の11)

NEW

[規模要件]

- ✓ 建築物の解体: 対象の床面積の合計が80㎡以上
 - ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修: 請負金額の合計が100万円以上
- ※工作物は環境大臣が定めるもの(令和2年環境省告示第77号)、金額には事前調査の費用は含まず、消費税を含みます。

[報告事項]

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

[報告の方法]

新たに整備する電子システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム

報告は元請業者又は自主施工者が行います。

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

NEW

[記録事項] (新法第18条の15第3項及び第4項、新規則第16条の8)

(3)の説明事項に発注者氏名等を加えたもの

[現場への備え置き] (新法第18条の15第5項)

備え置きの方法は指定していません。工事を施工する者や都道府県等が立入検査の際に確認できる状態であればよいので、電子データでも紙媒体でも差し支えありません。

特定粉じん排出等作業の届出は、発注者 又は自主施工者が行います。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込めまたは囲い込みを行う場合は、作業開始の14日前までに都道府県等への届出が必要です。

※囲い込みは、著しく飛散するおそれのある場合のみ必要

変更なし

[届出事項](新法第18条の17)

- ✓ 届出対象特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつてはその代表者氏名
- ✓ 当該届出対象特定工事の場所
- ✓ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由



[届出様式](新規則第10条の4)

様式第3の5

特定粉じん排出等作業、特定工事、届出対象特定工事

「特定粉じん排出等作業」とは、石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいいます。

「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。

特定工事のうち、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合は、「届出対象特定工事」に該当します。

届出が不要な作業についても作業計画を 作成する必要があります。

NEW

特定粉じん排出等作業を行う際は、届出対象特定工事ではない場合でも作業開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うことが、新たに作業基準に位置付けられました。

[作業計画に記載する事項](新法第18条の14、新規則第16条の4第1項)

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつてはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 対象特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

概ね発注者への
報告事項となります。